

ふくしま・地域産業6次化復興支援事業

平成24年度事業実施計画書 募集要領

申請書受付期間：平成24年6月1日（金）～10月31日（水）

応募状況により、早期に募集を終了する場合があります。

制度の概要

1 趣旨

東日本大震災及び原子力災害により甚大な被害を被った本県農林水産業が、地域を支える基幹産業として復興を遂げるためには、就業機会の創出と所得の確保が必要です。

ふくしま・地域産業6次化推進協議会は、県からの委託を受け、農林漁業者等の6次化創業支援や、新商品の開発・販売などの支援を行い、もって本県地域産業の活性化に資することを目的として、補助金交付事業を実施します。

2 募集期間

平成24年6月1日（金）から10月31日（水）まで（当日消印有効）
応募状況により、早期に募集を終了する場合があります。

3 対象者

（1）6次産業化創業サポート事業

福島県内に本拠を置く農林漁業者等

（2）地域産業6次化新商品加工支援事業

福島県内に本拠を置く農林漁業者等で、法人格を有する者

「農林漁業者等」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいいます。

4 対象事業

次の事業を対象とします。

（1）6次産業化創業サポート事業

農林漁業者等が異業種における事業展開を図るために、資格取得や新商品・新サービスの開発、販路開拓等を行う事業

新たな技術の習得等のため専門家による指導・助言等を受ける事業

異業種における事業展開に役立てる資格を取得する事業

経営力強化、6次産業化を図り企業化を行う事業

福島県産農林水産物を活用した新商品の開発に必要な試作やパッケージデザイン開発等を行う事業

新商品・新サービスの販路開拓のための商談会等への出展を行う事業

（2）地域産業6次化新商品加工支援事業

福島県産農林水産物を活用した新商品・新サービス、新技術の開発のために必要な機械・施設を整備する事業

5 対象経費

（1）対象経費は、別表1のとおりとします。

（2）補助金の交付決定日の属する年度の3月20日までに支払いが完了しない経費は対象経費から除きます。

（3）対象経費には、消費税及び地方消費税は含みません。消費税及び地方消

費税の課税対象となるものについては、本体価格だけが対象経費となります。

6 補助金の額、補助率

一補助対象事業者当たりの補助金の額及び補助率は下記のとおりです。

	6次産業化創業サポート事業	地域産業6次化新商品加工支援事業
補助額	10万円以上200万円以内	100万円以上300万円以内
補助率	補助対象経費の2/3以内	補助対象経費の2/3以内

補助金総額 4千万円

7 対象事業期間

補助金の対象事業期間は、当該補助金の交付決定日から最長で当該年度の3月20日までとします。

8 補助事業終了後の実績報告書の提出

補助事業者は、補助事業終了後、事業実績報告書を提出しなければなりません。

9 補助金の支払方法

補助事業の内容や補助対象経費の支払いを証明する書面（領収書等）を確認し、補助金を支払います。

補助金は、支払いが完了した経費について精算払いで交付することを原則としますが、事業の進捗及び必要性を考慮し、概算払いを行う場合があります。

10 補助事業者の義務

補助事業者は、次に掲げる義務を負います。

- (1) 申請書の提出から補助事業の終了までの間に、補助事業の内容、補助事業等に要する経費の配分又は補助金交付申請額に変更が生じる場合、または補助事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業が完了した後も善良なる管理者としての注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければなりません。
- (3) 補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければなりません。

11 選定方法

- (1) 書面、ヒアリング、現地調査等により、対象要件の確認を行った後、審査委員会にて審査を行い、選定します。
- (2) 選定にあたっては、対象事業、対象者、対象経費等に関する要件判定のほか、次に掲げる事項について総合的に判断しますので、実施計画書作成の際に、ご留意ください。
事業実施主体の運営能力・実施能力
事業実施計画の新規性・将来性
地域経済への波及効果

- 12 採択までのスケジュール（予定）
- | | |
|-----------|----------------|
| 6月1日（金） | 募集開始 |
| 受付翌月中旬 | 審査 |
| 受付翌月下旬 | 採択・不採択通知 |
| 受付翌々月中旬 | 補助金交付決定、補助事業開始 |
| 10月31日（水） | 募集終了 |

申請に必要な書類等

1 提出書類

- (1) 事業実施計画認定申請書（様式第1号）
- (2) 事業実施計画書（様式第2号）
- (3) 添付資料

事業実施主体の組織運営等に関する規約または定款等（個人の場合を除く）

過去2期分の決算書（収支状況がわかるもの）及び事業報告書（これらの書類がない場合にあつては、過去2年間の事業内容の概要を記載した書類）

県税納税証明書（未納の無い証明）

反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第3号）

事業実施予定場所の位置図（地域産業6次化新商品加工支援事業のみ）

事業費の積算内訳が分かる資料

機械、器具及び備品等の設備に係るものにあつては、見積書等

- (4) その他の資料（提出を求められた資料）

提出された書類は返却しませんので、予めご了承ください。

提出書類の様式は県ホームページ「ふくしま6次化 情報STATION」からダウンロードできます。（「ふくしま6次化」で検索してください。）

2 提出先及び問い合わせ先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（福島県農産物流通課内）

ふくしま・地域産業6次化推進協議会 担当：小川

電話 024-521-7371 FAX 024-521-7942

電子メール ryutsu.aff@pref.fukushima.jp

3 結果の通知

審査結果（採択又は不採択）について、申請者あてに通知します。

別表 1

事業名	事業内容	補助対象経費
1 6次産業化 創業サポート 事業	(1) 新たな技術の習得等のため 専門家による指導・助言等 を受ける事業 (2) 異業種における事業展開に 役立てる資格を取得する事業 (3) 経営力強化、6次産業化を 図り企業化を行う事業 (4) 福島県産農林水産物を活用 した新商品の開発に必要な試 作やパッケージデザイン開発 等を行う事業 (5) 新商品・新サービスの販路 開拓のための商談会等への出 展を行う事業	(1) 専門家への謝礼金、旅費 等 (2) 講習受講料、旅費、受験 料等 (3) 専門家等からの助言・指 導に要する費用、法人設立 手続き等のために要する費 用 (4) 試作品及びパッケージデ ザインの開発のための謝礼 金、資材購入費（取得単価 は10万円未満）、成分分析 等検査費、試作品の製造に 関する委託料、機器のレン タル料等 (5) 商談会等への出展に要す る費用
2 地域産業6 次化新商品加 工支援事業	(1) 福島県産農林水産物を活用 した新商品・新サービス、新 技術の開発のために必要な機 械・施設を整備する事業	(1) 新商品・新サービス、新 技術の開発のために必要な機 械・施設の整備に要する費 用

事業全体の流れ

